

令和五年第一回臨時会（自  
令和五年一月三十日）

# 草津町議会臨時会会議録

草津町議会

令和五年第一回〔二月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年第一回〔二月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年第一回〔二月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年  
第一回臨時会  
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（二月三十日）	
議事日程	三
会議に付した事件	四
出席議員（十一名）	四
欠席議員（なし）	四
説明のため出席した者	四
事務局職員出席者	五
開会及び開議の宣告	六
議事日程の報告	六
会議録署名議員指名	六
会期決定	六
議案第一号の上程、説明	七
議案第二号の上程、説明	八
議案第一号・議案第二号の委員会付託	九

付託議案にかかる委員長報告	九
議案第一号の質疑、討論、採決	一一
議案第二号の質疑、討論、採決	一二
承認第一号の上程、質疑、討論、採決	一二
閉議及び閉会の宣告	一七
署名議員	一九

草津町告示第一号

第一回草津町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和五年一月二十七日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和五年一月三十日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）
- 議案第 二号 工事請負契約の締結について
- 承認第 一号 専決処分事項の承認を求めることについて

第一日  
一月  
三十日  
(月曜日)

本  
会  
議

令和五年第一回草津町議会臨時会議事日程（第一号）

令和五年一月三十日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 議案上程
- 第六 議案第一号・議案第二号
- 第六 議案第一号・議案第二号 委員会付託（別紙付託案）
- 第七 休 憩
- 第八 （民教土木常任委員会 開催）  
付託議案にかかる委員長報告  
民教土木常任委員長
- 第九 議案第一号及び議案第二号 質疑・討論・採決
- 第十 承認第一号上程 質疑・討論・採決
- 第十一 閉 議
- 第十二 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番	安 齋 努 君
二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	市 川 祥 史 君
四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君
六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君
八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君
十 番	宮 崎 公 雄 君
十一 番	宮 崎 謹 一 君
十二 番	宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君
副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君
総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
企 画 創 造 課 長	田 中 浩 君
税 務 課 課 長	熊 川 一 記 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君
観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
健 康 推 進 課 長	和 田 修 君
福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君
上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議 会 書 記

新 田 美 幸

こどもみらい課長  
教育委員会事務局長  
土 木 課 係 長

高 井 洋 一 君  
白 鳥 正 和 君  
佐 藤 俊 之 君

温 泉 課 長  
ベルツこども園長  
総 務 課 主 事

関 亘 君  
橋 爪 保 君  
田 中 芙 由 美 君

開 会 午前十時

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和五年第一回草津町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

一番、安齋努議員、三番、市川祥史議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、本日一日とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日一日と決定をいたしました。

◎議案第一号の上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて議案の上程をいたします。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）について説明を願います。  
総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第十一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八百七十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十一億八千八百九千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年一月三十日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりください。

一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金三百九万二千円の増額。

十六款県支出金五百八万一千円の増額。

下がりまして、下段の二ページ、歳出について申し上げます。

四款衛生費四百四十七万三千円の増額。

八款土木費三百七十万円の増額。

歳入歳出それぞれに八百十七万三千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十一億八千八百九十九千円にしようとするものであります。

以上、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ◎議案第二号の上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号 工事請負契約の締結について説明を願います。

土木課長、お願いします。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第二号でございます。工事請負契約の締結について。

令和四年度立体交差機械設備工事につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和五年一月三十日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、一ページに契約内容が記載されておりますので、朗読をさせていただきます。

一、契約の対象は、立体交差機械設備工事。

二、契約金額は、一億七千八百二十万円。うち消費税額千六百二十万円。

三、契約の相手方は、群馬県吾妻郡草津町大字草津二百六十六番地十四、株式会社武藤組代表取締役、武藤恭平。

四、契約の方法は、指名競争入札となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、議案にかかる説明を終了いたします。

◎議案第一号及び議案第二号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第一号から第二号まで、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、第一委員会室で民教土木常任委員会を開催していただきたい。よろしく申し上げます。

休 憩 午前十一時五分

再 開 午前十時四十分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和五年第一回草津町議会臨時会におきまして、当員会に付託された議案につきまして、委員六名、傍聴議員四名にて、先ほど第一委員会室において慎重審議をいたしましたので、結果をご報告いたします。

一、議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）において、歳入歳出それぞれ八百七十八千円を追加しようとするものであります。

歳入の主な内容につきましては、国庫支出金において、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金で三百九万二千円の増額、県支出金において、出産・子育て応援交付金事業県補助金で六十八万一千円の増額、融雪施設管理委託で四百四十万円の増額となっております。

歳出の主な内容につきましては、四款衛生費において、出産・子育て応援交付金事業として四百四十七万三千円の増額、八款土木費において、立体交差建設で支障となるN T T電柱及び通信線移設負担金として三百七十万円の増額となっております。

委員からは、融雪修理の内容などについて質問があり、当局からは、詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第二号 工事請負契約の締結について。

本議案は、立体交差事業に関連し、融雪用熱交換器や各種ポンプ、制御盤など機械設備の構築をする工事の契約であり、契約予定額が五千万円を超えることから、規定により議会の議決を要するものであります。

契約の対象は、立体交差機械設備工事。

契約金は、消費税込みで一億七千八百二十万円。

契約の相手は、株式会社武藤組。

契約の方法は、指名競争入札による契約となっております。

当局からは、図面資料により工事内容についての説明がなされました。

委員からは、ポンプ設備の容量等について質問があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる民教土木常任委員会の報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

#### ◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十一次）につきましては、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第一号につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号 工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第二号につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎承認第一号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについて上程いたします。

朗読と説明をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第一号について朗読と説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第三項

の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和五年一月三十日提出、草津町長、黒岩信忠。

一の処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分内容につきましては、令和四年度草津町一般会計補正予算（第十次）でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、補正予算（第十次）にて説明をさせていただきます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第十次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十一億七千二百七十一万六千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、十九款繰入金二千万円の増額。

下がりました、二ページ、歳出について申し上げます。

四款衛生費三百八十三万八千円の増額。

八款土木費五百九十万二千円の増額。

十款教育費一千百五十九万四千円の増額。

十二款予備費百三十三万四千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに二千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を六十一億七千二百七十一万六千円にしようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第一号について質疑を行います。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。着座のまま失礼いたします。

事項別明細書五ページの十款教育費の中、中学校運営管理事業で燃料費六百五十万円の増額となっております。これについて、単純な燃料費ということでは多分ないと思うんですけれども、その内容も含めてご説明をお願いいたします。

続いて、その下の段で、文化財保護費の文化財保護事業、建設改良工事単独の百万円について、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 最初に、教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員のご質問にお答えします。

五ページの中学校管理事業ということで燃料費が載っております。その上段にレンタルリース料ということで二百三十二万円計上しております。これにつきましては、中学校の暖房ストーブですね、それをリースをして、それに伴う燃料費として灯油代ということで六百五十万円計上になってございます。

続いて、社会教育費、文化財保護事業でございますけれども、この内容につきましては、旧ニュー七星、現在、裏草津蕩というホテルなんですけれども、その敷地に地藏堂のブロック塀が入っております。そのブロック塀が崩落するおそれがあるため、その撤去費用として計上してございます。

以上でございます。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、白鳥局長が話ししましたように、レンタル料を含めて、油代が七百六十八万二千円と。これは値

上げという部分もあるんですけども、基本的にはこれは突如このような予算をつけたということでございます。その理由は、この部分においては万代鉦源泉による熱源で暖房していたわけですが、温泉の給湯と温水の給湯を最優先をするという判断をしました。また、どうしても回さなきゃいけない融雪、旧坂田スタンドの前の急坂のところがどうしても融雪かけないと事故が起きるといふことで、そこに融雪入れると、役場周辺まで含めて一体のシステムになっているものですから、そのようにしますと、ほかの部分で熱源が足りないといふことで、苦肉の策なんですけど、こういうことをしたくなかったんですけれども、万代鉦の暖房についてはできないという判断をしました。その代わりとしてストーブをレンタルリースしまして、その灯油代といふことになろうかと思えます。いかにこの万代鉦というものは我々町民にとって、お客様にとってもそうですが、当たり前のように天の恵みを受けてきたわけでありますが、それがいかにこういうところでも大きな影響が出ているかといふことをご理解いただけるものと思えます。

消防団の出初式のときも体育館が暖房が効いてなくて、団員をはじめ、また来賓の皆様方も寒さを感じたと思うんですけど、あそこも冬暖房が効く体育館といふことで、大変いろんなイベントあるんですけども、それが今、イベントすることは構わないんですけど、暖房が効いてないという状態であります。一番の問題は万代鉦源泉のトラブルから派生したことの中でストーブをレンタルしまして、それによつて暖を取っているといふことでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

事項別明細書四ページのまず四款衛生費、保健センター費なんですけれども、これ、やっぱり燃料費がちよつと高額にな

っているのは今の万代鉦の影響なのか、それともまた別なのか、単純な燃料費の高騰なのかで答えたいと思います。あと、続いて、八款土木費なんですけれども、道路除雪事業のほうで、レンタルリース料という内容をちよつと説明したいと思います。以上、二点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） 今の有坂議員のご質問に答えます。

今おっしゃったとおり、万代鉦の関係で、同じ熱源で使用させていただいておりますので、同じ燃料代ということにかかっております。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長、お願いします。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 引き続きご説明をいたします。

四ページ、八款土木費の道路除雪事業のレンタルリース料なんですけれども、こちらも万代鉦の湯量が減衰した影響で、融雪の停止路線が増えまして、通常除雪のほかに追加の除雪が必要になるということを想定して、気象状況によっては土木課職員だけでは除雪が困難になるということを想定しまして、除雪と排雪が可能な組合せ、雪を押し排土板と、雪を持ち上げるバケットと、あとは四トンダンプの計三台をリースしたものであります。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第一号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、承認第一号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認をいたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

以上で、令和五年第一回草津町議会臨時会を閉会といたします。  
大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前十時五十六分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 安齋 努

署名議員 市川 祥史